

平成29年度随意契約情報(使用料・賃借料)住宅まちづくり部

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名		グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
1	住宅経営	経営管理	推進グループ	独立行政法人 都市再生機構西日本支社	借上公営(UR東三国)賃借料	20170401	20180331	110,842,800	地方自治法第234条の3	特定の目的により、契約先が不動産所有者に限られているため。
2	住宅経営	経営管理	推進グループ	独立行政法人 都市再生機構西日本支社	借上公営(UR)賃借料	20170401	20180331	28,788,100	地方自治法第234条の3	特定の目的により、契約先が不動産所有者に限られているため。
3	住宅経営	経営管理	推進グループ	大阪府住宅供給公社	借上公営(公社)借上料	20170401	20180331	27,577,200	地方自治法第234条の3	特定の目的により、契約先が不動産所有者に限られているため。
4	住宅経営	経営管理	推進グループ	NECキャピタルソリューション株式会社 関西支店	住宅総合管理システム機器等の賃貸借契約(再リース)	20170201	20180131	13,411,524	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(住宅総合管理システム機器等の賃貸借契約(再リース))が特定の者(住宅総合管理システム機器等の賃貸借契約業者)でなければ実施することができないものであるため。
5	タウン	タウン管理	総務・経営グループ	泉佐野市	執務室賃借料	20170401	20180331	11,038,092	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため
6	建築指導	建築企画	調整グループ	一般財団法人 建築行政情報センター	建築行政共用データベースシステム利用契約	20170401	20180331	6,582,384	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(システム改修業務)が特定の者(当該システムの開発業者)でなければ実施することができないものであるため
7	建築振興	建築振興	建設業許可グループ	一般財団法人 建設業情報管理センター	建設業情報管理システム電算処理業務	20170401	20180331	3,240,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務が特定の者でなければ実施することができないものであるため。

平成29年度随意契約情報(使用料・賃借料)住宅まちづくり部

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名		グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
8	建築振興	建築振興	宅建業免許グループ	一般財団法人 不動産適正取引推進機構	宅地建物取引業免許事務等に関する端末装置等の賃貸借契約の締結及び経費の支出について	20170401	20230331	2,731,032	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務が特定の者でなければ実施することができないものであるため。
9	建築指導	建築企画	管理グループ	資金前渡職員 公共料金専用 建築指導室	高速道路通行料	20170401	20180331	1,608,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	高速道路料金が特定の者(高速道路事業者)でなければ徴収することができないため。
10	住宅経営	経営管理	推進グループ	株式会社 JECC 営業本部	住宅総合管理システム用端末機等の賃貸借契約(再リース)	20170201	20180131	1,581,120	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(住宅総合管理システム用端末機等の賃貸借契約(再リース))が特定の者(住宅総合管理システム用端末機等の賃貸借契約業者)でなければ実施することができないものであるため。
11	建築指導	建築企画	福祉のまちづくり推進グループ	富士通リース 株式会社 関西支店	ストック対策事務用サーバー機等賃貸契約	20140901	20190831	1,575,900	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(システム改修業務)が特定の者(当該システムの開発業者)でなければ実施することができないものであるため
12	建築指導	建築企画	管理グループ	大阪ガスオートサービス 株式会社	ハイブリッド自動車(建築指導室)の賃貸借	20160202	20190201	972,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	再契約(再リース)を要する業務であり、現に契約履行中の当該業者に引き続き実施させた場合、経費の節減が確保できる等有利と認められるため。
13	公共建築	住宅設計	建替事業グループ	財務省近畿財務局	法定外公共物(旧里道・水路)の取得及びこれに要する経費について			1,859,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	国と直接契約を締結するため
住宅まちづくり部(使用料・賃借料)					H29. 4~5月	12 件		209,948,152 円		
					H29. 12~H30. 1月	1 件		1,859,000 円		
					合計	13 件		211,807,152 円		